

第4章 施策の推進

1 基本方針1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1)包括的な相談・支援体制の構築

個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化する中で、高齢化社会において、健康問題のみならず、障害、生活困窮、DVなどの課題を抱える高齢者が増えています。さらに、ダブルケアやヤングケアラー、「8050問題」などの個人や世帯が抱える地域生活課題が複雑化・複合化しています。

複合的な課題に対応するため、庁内における分野横断的な連携とともに、関係機関・団体などの連携体制の強化を図り、包括的な支援体制を整備します。

必要な支援を行うための連携体制の構築	担当課	高齢福祉課 地域福祉課
制度、分野が異なる相談に対して関係機関と連携をとりながら、包括的に受け止め、断らない相談支援体制づくりを推進します。 また、地域包括支援センターが中心となり、行政及び社会福祉事業や生活相談窓口である社会福祉協議会と連携を深めながら、支援体制の構築を推進します。		

(2)地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援する、地域包括ケアシステムの中核的な役割を果たす機関です。

今後も個人や地域の課題解決に向けて、相談体制の充実や地域ケア会議を推進し、支援体制の整備や機能強化を図ります。

地域包括支援センター相談体制の充実	担当課	高齢福祉課
地域包括支援センターは、高齢者にとって身近な相談窓口として機能しており、複雑化・複合化する高齢者等のニーズに対応し、適切なサービスなどにつながるよう支援するため、関係機関との顔の見える関係づくりに努め、連携強化を図ります。 また、地域包括支援センターの職員の知識や支援力の向上を図るために、研修の実施や人材育成により、相談体制の充実を目指します。 さらに、高齢者等を対象とした弁護士相談会を定期開催するなど、幅広い分野でのサポートが受けられる体制づくりを推進します。		

	認知症高齢者の早期対応の推進	担当課	高齢福祉課
<p>地域包括支援センターが関係機関との連携を強化し、認知症高齢者への適切なサポートが行える体制を整備します。</p> <p>また、必要に応じ認知症初期集中支援チームによる密なサポートが行える体制づくりを目指します。</p>			
	地域ケア会議の充実	担当課	高齢福祉課
<p>地域ケア会議において、多職種協働による多様な視点で個別の生活課題の解決を図るとともに、地域課題の発見・把握や関係機関とのネットワークの構築を図ります。</p> <p>また、個別の課題から、地域課題を発掘するために、より多くの事例を検討できるように開催方法などの工夫を図るとともに、情報通信技術（ICT）を活用して会議に参加しやすい環境を整えます。</p> <p>さらに、地域課題から社会資源の開発や政策形成につながるように協議を重ね、高齢者やその家族が安心して暮らせるまちづくりに努めます。</p>			

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
地域ケア会議の開催回数	22回以上	22回以上	22回以上

(3)認知症施策の総合的な推進

認知症は誰もがなりうる脳の病気であり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症基本法や認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人を含めた市民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現に向けて取組を推進します。

認知症の人やその家族が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症に対する地域の理解を深める取組とともに、地域で認知症の人を見守る体制の整備や認知症サポーターの活動を認知症の人やその家族への具体的な支援につなげる取組を行います。

また、認知症の人の早期発見・早期対応が行えるよう、地域の関係機関との連携を更に強化します。

認知症サポーターの養成	担当課	高齢福祉課
地域の人が認知症を正しく理解し、サポートできるよう、認知症サポーターの講師役であるキャラバンメイトを活用し、地域住民や事業者、児童・生徒など、高齢者と接する様々な人を対象とし、認知症サポーター養成講座を実施します。 また、受講した認知症サポーターの活動の場づくりを検討します。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
認知症サポーター数	7,000人	7,100人	7,200人

認知症見守り声かけ体験会の実施	担当課	高齢福祉課
地域ごとに「認知症見守り声かけ体験会」を実施し、認知症の人への理解と意識の深化を図ります。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
認知症見守り声かけ体験会実施回数	1回	1回	1回

	認知症に関する情報を発信する場の設置	担当課 高齢福祉課
市広報「潮騒」への掲載、公共施設等に認知症コーナーを設置するなど、認知症に関する情報を発信する場を設け、認知症の理解促進を図ります。 認知症カフェなどの認知症本人や家族の思いを発信できる場の整備を進めます。		
	認知症予防教室の開催	担当課 高齢福祉課
認知症の予防及び正しい認知症の知識の普及啓発を図るため、認知症予防教室を開催します。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
認知症予防教室参加者延人数	750人	750人	750人

	認知症初期集中支援チームの設置・運営	担当課 高齢福祉課
認知症サポート医と連携しながら、自立生活のサポートに努めます。事業の周知を図り、認知症が疑われる人や認知症の人、医療や介護を受けていない人または中断している人などの早期診断・早期対応に努めます。		
	認知症ケアパスの周知	担当課 高齢福祉課
認知症サポーター養成講座や講演会などで配布し、認知症ケアパスの効果的な活用方法の周知に努めます。認知症が疑われる人の症状や行動から認知症の早期発見につなげ、認知症の人やその家族への早期支援などを図ります。		
	認知症カフェの設置・運営	担当課 高齢福祉課
認知症の人とその家族、地域の人などが交流できる居場所づくりを進めるため、新たな認知症カフェの運営方法を検討します。 認知症カフェの周知、認知症カフェへの参加、企画・運営支援を行い、認知症の人やその家族の負担の軽減などを図ります。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
認知症カフェ設置数	3箇所	3箇所	4箇所

	下松認知症を支える会(えくぼの会)	担当課	高齢福祉課
認知症に関する知識及び介護についての研修や、認知症の人やその家族が抱える悩み、感じていることなどをお互いに話し合える集いを月1回開催します。 また、悩みを抱えている人に必要な支援が行き届くよう、会の周知を図ります。			
	くだまつ絆ネットの活用促進	担当課	高齢福祉課
認知症による徘徊高齢者の早期発見・保護を目的とし、登録している認知症の人が行方不明になった際に、メールの受信登録者に情報提供を依頼するメール配信などで呼びかけを行います。 また、行方不明になった際の身元確認を早期に行えるように見守りシールを配付するとともに、認知症により徘徊の恐れのある人の登録ができるよう、事業の普及・啓発を行います。			

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
くだまつ絆ネット新規登録者数	30人	30人	30人

	ヘルプカードの周知・普及	担当課	高齢福祉課
認知症の人が、日常生活で困った時に周囲の人の援助を求めやすいように、ヘルプカードの普及・啓発を行います。			
	チームオレンジの整備	担当課	高齢福祉課
認知症サポーター養成講座を受講後、ステップアップ研修を行い、温かく見守る理解者から一歩進んで地域で活動するオレンジボランティアの養成を行います。 また、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげるため、活動の場の拡充や支援活動につなげる仕組みづくりなど、チームオレンジの取組を推進します。			

(4)医療・介護連携の推進

今後、後期高齢者人口の増加に伴い、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患などの高齢者が増加することが見込まれており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

特に連携が必要となる日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りの4つの場面ごとに「下松市の目指すべき姿」を設定し、取組を推進します。

また、最期まで自分らしい人生を送るため、終活安心支援事業を推進します。

日常の療養支援の場面	担当課 高齢福祉課
本人と家族が多方面から適切な助言や支援を受けることが可能となり、住み慣れた地域の中で希望するケアを選択しながら、安心して療養生活を送ることができるよう、医療・介護関係者が互いの役割を理解し、連携を図ります。	
入退院支援の場面	担当課 高齢福祉課
本人と家族が抱える不安を気軽に相談でき、希望する場所にスムーズにつなぐことができるよう、下松市在宅医療・介護連携支援センターを活用し、医療機関・介護関係者の連絡調整や情報提供を行い、連携強化を図ります。	
急変時の対応の場面	担当課 高齢福祉課
いつでも本人・家族の意向も踏まえた適切な対応を行うことができるよう、基本情報や既往歴等を記入する下松版情報共有シートを作成し、医療機関や介護事業所で情報を共有するなど、関係者が日頃から連携し、本人・家族の意向を共有します。	
看取りの場面	担当課 高齢福祉課
本人の望む場所で安心して最期を迎えられるよう、終活の支援を行う下松市終活安心アドバイザー研修会を実施するなど、医療・介護関係者がサポートできる環境を整え、人生的最終段階における本人の思いや希望が実現できるよう支援します。	
終活安心支援講座	担当課 高齢福祉課
最期まで自分らしい人生を送るため、「私と家族の安心ノート」の書き方や終活関連情報を探求する講座を実施します。	
また、講座の内容や開催方法の見直しを検討します。	

(5)災害や感染症対策に係る体制整備

近年、多くの自然災害が発生していますが、高齢者は身体機能の低下などによって災害発生時に的確な行動が困難であり、災害の犠牲となる危険性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、外出や集いの場などへの参加の機会、人とつながる機会が少なくなるなど高齢者の生活に大きな影響を及ぼしました。

災害や感染症が発生した際に、高齢者の安全な生活を守るために、地域と連携した防災対策や見守り体制とともに、感染症に配慮して生活や健康状態を維持していくために様々な事業において継続できる体制を整備します。

避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画) 作成	担当課	地域福祉課
定期的に避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を更新し、避難を支援する団体などの情報共有を図ります。 関係機関と連携を図り、避難時に個別計画に沿った着実な行動を促すための啓発を行います。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
避難行動要支援者避難支援プラン作成 件数	560件	580件	600件

防災ラジオを活用した早期避難の推進	担当課	地域福祉課
避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を提出した人やその家族、要支援者の避難を支援する団体などに防災ラジオを無償貸与し、避難行動要支援者の早期避難を図ります。 また、防災ラジオの効果的な活用方法について、周知を図ります。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
防災ラジオ貸与件数	580件	600件	620件

	災害避難時タクシー利用助成	担当課	地域福祉課
避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を提出した人及び支援者が避難時に使用したタクシー代の初乗料金相当額を助成します。 また、利用者の増加につながるよう、制度の周知を図ります。			
	円滑な福祉避難所の開設・運営	担当課	地域福祉課
防災備蓄品や衛生品など、災害や感染症発生時に必要な物資の備蓄、調達に努めるとともに、協定締結法人との意見交換や訓練を実施し、福祉避難所の円滑な開設・運営に努めます。 また、高齢や障害などの状況に応じた避難先を、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）に活用する方法を検討します。			

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
協定締結法人との訓練などの実施回数	1回	1回	1回

	災害や感染症に備えた体制整備	担当課	地域福祉課 高齢福祉課
社会福祉施設等との連携を密にし、気象や災害、感染症対策に関する情報提供などに努めるとともに、災害対策や感染症対策に必要な物資の備蓄や調達など、災害や感染症に備える取組を進めます。 また、災害や感染症の発生時に介護サービスが必要な人に継続的にサービスを提供できるよう、山口県や近隣市町と連携を図り、介護事業所への支援・応援体制を整備します。			
	感染症対策の充実	担当課	関係各課
新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の流行があっても、感染対策を講じたうえで高齢者を対象とする事業を継続できる体制を整備するとともに、感染症に関する備えや対策について、研修などを通じて周知・啓発を行います。			

2 基本方針2 介護予防・健康づくりの推進

(1)健康づくりの推進

国においては、2024年度（令和6年度）から開始する新たな「健康日本21（第三次）」において、「誰一人取り残さない健康づくりの展開」と「より実効性をもつ取組の推進」を基本的な考え方とし、健康寿命の延伸・健康格差の縮小の実現を目指すとしています。

本市においては、一人一人の健康づくりと食育をみんなで支え、誰もが「笑顔で暮らせる 健幸のまち くだまつ」の実現を目指し、「健康くだまつ21（第三次下松市健康増進計画・第三次くだまつ食育推進計画）」に基づき、健康づくりを推進しています。

高齢者が要介護状態などになることを予防することにより、健康寿命を延ばし、生活の質向上するため、同計画に基づき、高齢者への健康づくりの支援を行います。また、青年期、壮年期からの生活習慣の改善を重視した健康づくりを推進します。

生活習慣の改善	担当課	健康増進課
保健師や管理栄養士による健康教育や健康相談などを行い、ライフステージに応じた知識の普及、情報提供に努め、生涯にわたって健康づくりに取り組めるよう支援を行います。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
健康教育・健康相談実施回数	240回	240回	240回

生活習慣病の予防	担当課	健康増進課
国民健康保険特定健診、がん検診や歯周疾患検診を行い、生活習慣病の早期発見・早期治療を進めます。また、健診（検診）受診者や教室参加者が増えるよう、健診（検診）の必要性の周知や受診勧奨を行います。関係機関と連携し、受診・利用しやすい仕組みづくりを進めます。 さらに、生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、保健指導や健康教育を行います。		

【目標値】

		計画		
		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
がん検診受診率	胃がん検診	9.0%	9.5%	10.0%
	肺がん検診	11.0%	11.5%	11.5%
	大腸がん検診	10.0%	10.5%	10.5%
	子宮がん検診	17.0%	17.5%	17.5%
	乳がん検診	11.0%	11.5%	11.5%
歯周疾患受診人数	歯周疾患検診	280人	280人	280人

高齢者の健康づくりの支援	担当課	高齢福祉課 健康増進課
<p>健康づくりの取組に加え、認知症・フレイル予防などの介護予防や高齢期の健康に関する知識の普及・啓発を行います。</p> <p>また、高齢者の季節性インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種を行うほか、感染予防についての啓発を行います。</p>		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
季節性インフルエンザ予防接種率	60.0%	60.0%	60.0%
肺炎球菌予防接種率	45.0%	45.0%	45.0%

健康づくりに関する環境の整備	担当課	高齢福祉課 健康増進課
<p>一人一人の健康づくりや介護予防の取組が進むよう、生活に関わる様々な組織や団体と連携し、健康づくりの体制の整備を図ります。</p>		

(2)介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、2014年（平成26年）の介護保険法の改正により位置づけられた、地域の実情に応じて住民などの多様な主体が参画しながら、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援を目指す事業です。

高齢者が要介護状態、要支援状態にならないよう、また、要介護状態の重度化を防止するため、不足しているサービス提供の充実を図るとともに効果的なサービスの提供を推進します。

訪問型サービス	担当課	高齢福祉課
ホームヘルパーが居宅を訪問し、生活の援助を行います。予防給付型は、身体介護や生活支援を中心としたサービスを提供し、生活維持型は、身体介護が不要で掃除や調理など簡易な生活支援のサービスを提供します。それぞれの特性に合ったサービスの提供を進めます。		

【目標値】

訪問型サービス利用件数	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
予防給付型	1,600件	1,600件	1,600件
生活維持型	10件	10件	10件

通所型サービス	担当課	高齢福祉課
通所介護施設で日常生活上の支援や生活行為を向上するための支援を行います。通所型サービスは、閉じこもり予防にも効果があるため、積極的な活用を進めます。機能訓練型通所介護は、機能回復を希望する人のニーズに合った新しい事業に転換し、リハビリーションサービスの提供を進めます。		

【目標値】

通所型サービス利用件数	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
予防給付型	4,740件	4,740件	4,740件
生活維持型	40件	40件	40件

介護予防ケアマネジメント	担当課	高齢福祉課
介護予防及び日常生活支援を目的として、要支援者などの状態にあった適切なサービスが包括的・効率的に提供されるようサービス計画（ケアプラン）を作成します。セルフケアや地域の社会資源を活用し、自立支援を視点としたケアプランの作成に努めます。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
介護認定審査会において、要支援判定から要介護判定へ変更された人の割合	9.6%	9.5%	9.4%

住民互助型によるサービスの支援	担当課	高齢福祉課
地域のボランティアなどによる簡易な生活援助や地域での通いの場づくりを進め、住民互助型サービスの立ち上げを進めます。ボランティアの担い手を確保するため、地域住民を対象とした講演会などの開催を検討し、助け合い活動の必要性・重要性の浸透を図ります。		
一般介護予防事業の実施(教室型)	担当課	高齢福祉課
元気アップ教室 動きやすい安定した身体づくりを目指し、下松市のオリジナル体操「イスを使ったくだまつサンサン体操」を実施します。 また、教室終了後、既存のOB会への参加やOB会の立ち上げにつながるように支援し、継続して介護予防に取り組めるように支援します。		
ノルディックウォーク教室 公認指導員の指導のもと、ノルディックウォーク教室を実施します。ポールを使って歩くことで、関節や膝への負担を軽減しながら筋力・持久力・バランス保持能力を鍛えることで、運動器の機能向上を図ります。		
お口の健康教室 オーラルフレイル予防や誤嚥性肺炎予防への関心を高めるため、講話や実技指導を歯科医師や歯科衛生士が行います。お口の体操や口腔清掃の実技指導を行うことで、口腔清掃の自立や摂食、嚥下機能の向上の支援を行います。また、口腔アセスメントを行うことで自身のお口の状態を振り返り、教室終了後のオーラルフレイル予防行動につながるように支援します。		

お口の健康教室出前講座

地域のサロンや教室などに歯科衛生士が出向き、口腔機能の維持・向上の必要性と機能低下防止の知識・実技の普及啓発を図ります。

認知症予防教室(再掲)

認知症の予防及び正しい認知症の知識の普及啓発を図るため、認知症予防教室を開催します。

【目標値】

		計画		
		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
元気アップ教室	実人数	15人	15人	15人
	延人数	75人	75人	75人
ノルディックウォーク教室	実人数	15人	15人	15人
	延人数	110人	110人	110人
お口の健康教室	実人数	15人	15人	15人
	延人数	45人	45人	45人
お口の健康教室出前講座	実施回数	5回	6回	7回
認知症予防教室	延人数	750人	750人	750人

一般介護予防事業の実施(グループ活動型)	担当課 高齢福祉課 健康増進課
いきいき百歳体操	
いきいき百歳体操を行う住民主体の自主活動グループの立ち上げ支援・継続支援を実施します。	
また、体力測定や基本チェックリストを実施することで、参加者的心身の状況把握や活動の継続支援を行い、グループで継続して運動ができる体制を支援します。	
くだまつサンサン体操	
サンサン体操センターが中心となり住民主体でくだまつサンサン体操を実施するグループに、定期的に運動指導者を派遣し、グループの育成支援と体操の指導を実施します。	

イスを使ったくだまつサンサン体操(元気アップ教室OB会)

元気アップ教室を終了した参加者が集うOB会で、「イスを使ったくだまつサンサン体操」を行う活動に、定期的に運動指導者を派遣し、グループの育成支援と体操の効果を高める運動の指導を実施します。

脳ひらめき教室

住民が主体となって実施する認知症予防のための通いの場に、定期的にレクリエーションスタッフを派遣し、グループの育成支援と活動内容の充実を図ります。

【目標値】

		計画		
		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
いきいき百歳体操	箇所数	22箇所	24箇所	26箇所
くだまつサンサン体操	箇所数	19箇所	19箇所	19箇所
	延人数	310人	310人	310人
イスを使ったくだまつサンサン体操（元気アップ教室OB会）	箇所数	20箇所	20箇所	20箇所
	延人数	280人	280人	280人
脳ひらめき教室	箇所数	21箇所	21箇所	21箇所
	延人数	280人	280人	280人

講演会等の開催	担当課	高齢福祉課
認知症講演会		
認知症の普及啓発のため、市民を対象とした講演会を開催します。多くの人が参加できるよう、講師の選定や内容を検討するとともに、講演会の周知に努めます。		
地域づくり講演会		
高齢者の社会参加や安心して暮らせるまちづくりの普及啓発のため、市民を対象とした講演会を開催します。多くの人が参加できるよう、講師の選定や内容を検討するとともに、講演会の周知に努めます。		

【目標値】

		計画		
		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
認知症講演会参加人数		200人	200人	200人
地域づくり講演会参加人数		100人	100人	100人

介護支援ボランティアポイント制度	担当課	高齢福祉課
介護支援ボランティアポイント制度の登録者を増やすために、ボランティア活動の条件の見直しを検討するとともに、制度の周知に努めます。		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
介護支援ボランティアポイント制度登録者数	130人	140人	150人

通いの場の拡充	担当課	高齢福祉課
<p>住民運営の「通いの場」は介護予防・社会参加など多くの効果があり、地域の人やボランティアが主体となり、自宅から気軽に歩いて行けるところなどへの「通いの場」の充実を図ります。</p> <p>また、下松市社会福祉協議会が行う、ふれあい・いきいきサロン活動とも連携し、普及・啓発を行うとともに、立ち上げの支援を行います。</p>		
ふれあい・いきいきサロン等活動支援		
<p>参加者の交流を促進し、支え合いの意識醸成を図るため、ボランティアや地域の人が一体となって運営し、体操、健康チェック、レクリエーションなど、介護予防に資する活動を行うサロンの設置・運営の支援を、関係団体と連携して行っていきます。</p>		

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
通いの場の設置箇所数	80箇所	84箇所	88箇所

介護予防対象者の把握	担当課 高齢福祉課
基本チェックリストや質問票を用いて高齢者の健康状態や生活の実態を把握し、地域での介護予防活動につなげます。また、地域包括支援センター職員をはじめ近隣住民や民生委員・児童委員、福祉員などと連携を図り、閉じこもりや軽度認知症の人などの早期発見、支援につなげます。	
保健事業と介護予防の一体的な実施	担当課 高齢福祉課
<p>高齢者はフレイルになりやすい傾向にあるため、栄養、運動、社会参加の観点から、後期高齢者医療制度が実施している保健事業と介護保険制度が実施している地域支援事業を一体的に実施し、高齢者一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応を行います。</p> <p>医療専門職である保健師などが「通いの場」で健康教育や健康相談などを実施し、フレイル対策の強化を図ります。</p> <p>また、重症化予防事業を国民健康保険部門と連携して実施し、高齢者の疾病の重症化予防や医療費の増大抑制を図ります。</p>	

【目標値】

高齢者の保健事業 と介護予防の一体 的な実施事業	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
実施箇所数	15箇所	15箇所	15箇所
保健指導終了割合	30%	35%	40%

(3)高齢者の生きがいづくりの推進

高齢社会において、高齢者が地域の様々な活動に参画することは、本人の生きがいづくりや介護予防・健康づくりのみならず、地域社会全体の活性化につながります。

高齢者の楽しみや生きがいにつながるよう、今後も住民主体の活動の充実を促進するとともに、仲間づくり、参加のきっかけづくり、既存の活動の情報提供など、参加につなげる環境づくりを推進します。

また、地域社会が高齢者の活動を積極的に受け入れるような意識づくり、環境づくりを推進します。

地域活動組織支援事業	担当課 高齢福祉課
ボランティアによる買い物支援を通じた高齢者の見守り（米川あったか便）を行っている米川地区以外の地区においても、地域活動を担う組織の育成・支援を検討していきます。	
高齢者バス利用助成事業	担当課 高齢福祉課
高齢者の自動車運転免許証返納に伴い、公共交通機関の需要が高くなっているため、対象者要件や助成額の検討を図り、日常生活の利便性の更なる向上に努めます。	
敬老事業	担当課 地域福祉課
高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するため、敬老祝金の支給、長寿記念品の贈呈を行います。敬老祝金は、77歳、88歳、100歳以上の人を対象に一人当たり5,000円を支給するとともに、88歳、100歳以上の人には長寿記念品を贈呈します。	
また、77歳以上の人を対象に、地区社会福祉協議会が主体となり、地域でのふれあいの場をつくり交流を促進するため、敬老会を開催します。	
高齢者人口の推移を踏まえ、必要に応じて様々な角度から関係機関との協議や事業の見直しなどを行いながら、事業を進めます。	
老匠位選奨事業	担当課 地域福祉課
優れた知識・技能または貴重な経験を持つ模範的な高齢者を対象として「老匠位」の称号をおくり、下松市健康長寿推進大会で顕彰します。	
認定者の選定方法や内容の見直しなどを検討しながら、事業を進めます。	
下松市老人集会所・老人作業所の管理運営	担当課 地域福祉課
築40年以上を経過した建物が多く、老朽化が著しいため、利用者が交流を促進する場として安全に建物を利用できるよう、計画的な施設整備、維持管理に努めます。	
また、利用頻度が減少している施設については、運営委員会と協議を行い、廃止を含めた方向性を検討します。	

	下松市地域交流センターの管理運営	担当課	地域福祉課
子どもから高齢者、障害者など、あらゆる人が共に集い、健康づくりや生きがい活動を通じて交流できる世代間交流の場として、利用者が快適に施設を利用できるよう、施設の維持管理や保守点検に努めます。			
	老人福祉会館などの事業運営 (下松市社会福祉協議会)	担当課	地域福祉課
施設の老朽化が著しいため、利用者や地域住民の意見を聞きながら整備計画を策定します。			
	ボランティアグループの情報提供等の充実	担当課	高齢福祉課
市内には多くのボランティア団体が活動しており、下松市社会福祉協議会にはボランティアセンターが設置されています。ボランティアに関する相談窓口や情報提供の充実・周知に努め、ボランティア活動の活性化を図ります。			
	老人クラブの助成	担当課	地域福祉課
老人クラブの活動を支援することで高齢者の地域活動の活性化につなげ、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進を図ります。			
	下松市シルバー人材センターへの支援	担当課	産業振興課
高齢者の就業の機会を確保・提供し、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助することで、生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与できるよう、シルバー人材センターの活動を支援します。			

3 基本方針 3 高齢者の生活を支える体制づくりの推進

.....

(1)在宅生活を支える体制の充実

ひとり暮らし高齢者世帯や夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、在宅生活を継続するための日常的な生活支援を必要としている人も増加しており、そのニーズも多様化しています。

本市においては、2014年度（平成26年度）の介護保険制度改正に基づき、生活支援体制整備事業を推進してきました。

高齢者が住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送ることができるように、生活支援体制整備事業や地域の見守り体制の充実を図るとともに、在宅生活の継続を支える福祉サービスを推進します。

生活支援体制整備事業の推進	担当課	高齢福祉課
生活支援コーディネーターを中心に、各協議体において具体的な地域のニーズや課題などを把握するとともに、高齢者が地域で暮らすための助け合い、支え合いの仕組みをつくり、地域の連携を強化します。市内全域に設置されている第二層協議体において、地域からの生活支援コーディネーターの選出、助け合い活動などの担い手の確保等を支援し、地域住民の支え合いによる助け合い活動の創出を進めます。		
民生委員・児童委員の活動支援	担当課	地域福祉課
地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員に対し、研修会や情報交換会の開催などを通じ、民生委員・児童委員の資質向上を支援します。		
ボランティア活動などの促進	担当課	高齢福祉課
ボランティアに関する相談窓口や情報提供の充実・周知に努め、ボランティア活動の活性化を図ります。また、介護支援ボランティアポイント制度の充実を図るなど、ボランティア活動に取り組みやすい環境の整備を進めます。地域における高齢者などの日常生活の支援が必要な人への取組の一つとして、有償ボランティア制度について研究を進めます。		

ボランティアドライバー養成事業	担当課 高齢福祉課
地域の移動支援に携わるボランティアドライバーを養成することで、元気な高齢者の社会参加の機会を増やし、新たな地域の担い手の創出を図ります。 また、高齢者への移動支援が必要な地域における支え合い活動の促進を図ります。	
高齢者の見守り活動に関する協定	担当課 高齢福祉課
高齢者の見守り体制の強化のため、ライフライン事業者をはじめとする協力事業者と「下松市高齢者等見守り活動に関する協定」を締結しています。地域における見守りの必要性などの更なる周知とともに、協定締結事業者を増やし、地域の見守り体制の強化を図ります。	

【目標値】

	計画		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
高齢者等見守り活動に関する協定締結事業所数	44事業所	46事業所	48事業所

認知症見守り声かけ体験会の実施(再掲)	担当課 高齢福祉課
地域ごとに「認知症見守り声かけ体験会」を実施し、認知症の人への理解と意識の深化を図ります。	
くだまつ絆ネットの活用促進(再掲)	担当課 高齢福祉課
認知症による徘徊高齢者の早期発見・保護を目的とし、登録している認知症の人が行方不明になった際に、メールの受信登録者に情報提供を依頼するメール配信などで呼びかけを行います。 また、行方不明になった際の身元確認を早期に行えるように見守りシールを配付するとともに、認知症により徘徊の恐れのある人が登録できるよう、事業の普及・啓発を行います。	
高齢者バス利用助成事業(再掲)	担当課 高齢福祉課
高齢者の自動車運転免許証返納に伴い、公共交通機関の需要が高くなっているため、対象者要件や助成額の検討を図り、日常生活の利便性の更なる向上に努めます。	
緊急通報装置設置事業	担当課 高齢福祉課
高齢者が安心して在宅生活を送れるよう事業を継続していくとともに、対象要件の緩和などを検討します。	

	在宅高齢者等紙おむつ給付事業	担当課	高齢福祉課
市内に居住実態があり、寝たきりの状態にある高齢者を対象に、年2回1万円分の紙おむつを現物支給することにより、日常生活の便宜を図るとともに経済的支援を行います。			
	移送サービス費助成事業	担当課	高齢福祉課
入退院、転院時にストレッチャー車及び車いすを利用しなければ移送することが困難な在宅の高齢者などを対象に、移送に係る費用の一部を助成します。 また、サービスの利用者が少ないため、ケアマネジャーなどに対する事業の周知を図ります。			
	高齢者訪問理美容助成事業	担当課	高齢福祉課
寝たきりなどの状態にある高齢者で理美容院に通うことが難しい人を対象に、居宅における散髪のサービスの提供、その自己負担額の一部助成を行います。 サービスの利用者が少ない状況にあることを踏まえ、ケアマネジャーなどに事業の周知を図るとともに、給付要件の明確化や申請方法の見直しを検討します。			
	訪問介護利用助成事業	担当課	高齢福祉課
要介護認定者かつ市民税非課税世帯の人で、訪問介護サービス利用（自己負担額）が一ヶ月当たり6,000円以上の人を対象に、一律2,000円の助成券を交付します。 事業は申請が必要であるため、条件に該当していても申請がない場合は助成を受けられないため、家族や事業所、ケアマネジャーに周知を図ります。			

(2)権利擁護の推進

高齢者が住み慣れた地域において、尊厳を持ち、安心して暮らし続けていくためには権利擁護の取組が重要です。

本市においては、2021年（令和3年）3月に下松市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

高齢者やその家族が必要な支援やサービスを受けることができるよう、各種相談事業の充実を図るとともに、成年後見制度などの活用を促進します。

また、地域包括支援センターが中心となり、高齢者を取り巻く親族、福祉、医療、地域の関係者が連携をとりながら高齢者を支えていく地域連携ネットワークの整備を図ります。

権利擁護の取組の推進	担当課	高齢福祉課
必要に応じて、成年後見制度や社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業につなぐなど、関係機関と連携を図りながら適切に支援します。 また、権利擁護ネットワーク協議会や弁護士相談にて専門家の助言を得ながら対応を行います。		
成年後見制度の利用促進	担当課	高齢福祉課
地域包括支援センター内に設置した成年後見支援センターを中心として、成年後見制度の周知及び利用促進を図ります。 また、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、本人や親族などが成年後見人等選任の申し立てを行うことが見込めない場合、調査の上、市長が家庭裁判所に成年後見人等選任の申し立てを行うなど、必要な人が利用できるように支援します。		
高齢者の虐待防止に向けた取組	担当課	高齢福祉課
高齢者虐待の予防・早期発見のため、市民への高齢者虐待防止に関する啓発を行うとともに、関係機関との密接な連携を図ります。 また、被虐待者の保護や精神面でのケアを行うとともに、虐待防止の観点から、介護負担の軽減など養護者の支援にも努めます。 さらに、高齢者への関わり方を周知することで、高齢者が尊厳を保ち、地域で安心して生活ができるよう支援します。		

(3)高齢者の生活環境の整備

地域において個々の生活ニーズにあった住まいがあり、かつ、その中で生活支援サービスなどを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となります。

高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、高齢者一人一人の生活課題に対応した住まいの確保とともに、安全・安心に暮らすための環境の整備を進めます。

高齢者の住まいの確保に向けた支援の推進	担当課 高齢福祉課
特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援について、山口県居住支援協議会から情報を得ながら支援方法を検討します。	
養護老人ホーム	担当課 高齢福祉課
高齢者的心身の状況や経済的な理由、環境上の理由などにより、居宅で生活を送ることが困難な人を対象とし、養護老人ホームへの入所措置を行います。	
その他の住まいの場の確保	担当課 高齢福祉課
在宅生活を続けることが困難な高齢者に対し、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの情報提供や入所に必要な支援を行います。 さらに、重度要介護者や認知症で在宅生活が困難な高齢者に対し、特別養護老人ホームやグループホーム等への入所について、関係機関と連携し情報提供などを行います。	